



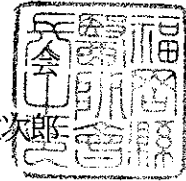
福岡医発第 2055号(地)

平成15年 2月21日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次 郎



結核予防法施行令及び結核予防法施行規則の一部改正について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、厚生労働省健康局長より福岡県保健福祉部を通じ、周知方依頼があった旨通知がありましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会会員に対しての、ご周知方につきましてご配慮下さいますようお願い申し上げます。



「公印省略」

14健結第400号

平成15年2月13日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長
福岡県私設病院協会長
（社）福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡支部長
福岡県集団検診協議会長

}

殿

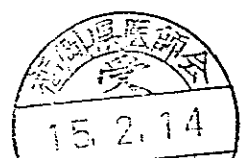
福岡県保健福祉部健康対策課長

結核予防法施行令及び結核予防法施行規則の一部改正について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり、結核予防法施行令の一部を改正する政令及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、平成15年4月1日から施行されることとなった旨、厚生労働省から通知されましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員等へ周知いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

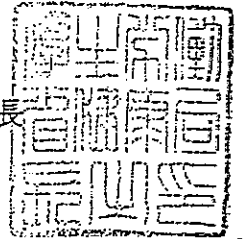




健発第 0206003 号
平成 15 年 2 月 6 日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省健康局長



結核予防法施行令及び結核予防法施行規則の一部改正について

今般、結核予防法施行令の一部を改正する政令及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令が、平成 14 年 11 月 13 日政令第 332 号及び平成 15 年 2 月 4 日厚生労働省令第 9 号をもってそれぞれ公布され、平成 15 年 4 月 1 日から施行されることとなったところであるが、改正の趣旨及び要点は次のとおりであるので、各事項に留意の上、管内市町村に周知徹底を図るとともに、教育担当部局とも十分連絡協議し万全を期されたく通知する。

記

一 改正の趣旨

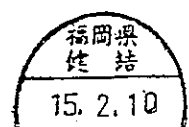
今回の改正は若年層の結核状況の著しい改善による定期健康診断における患者発見率の低下に伴い、定期健康診断の重点的かつ効率的な実施を図ることとしたこと。

二 改正の要点

小学生及び中学生に対する定期の健康診断については、7 歳に達する日の属する年度（小学校一年生時）及び 13 歳に達する日の属する年度（中学校一年生時）における定期健康診断をそれぞれ廃止することとしたこと。なお、これに伴いツベルクリン反応検査の結果に基づいて行われていた定期の予防接種は行われなくなること。

三 その他の留意事項について

（1）定期の予防接種として行われる BCG 接種は、4 歳に達するまでの期間に行われ



る1回となるので、乳幼児のいる家族への確実な広報と医師の技術の向上に努めて、適切な接種により確実に免疫力を付与し得るよう、管内市町村に周知徹底されたいこと。

- (2) 今後の結核対策には、「結核定期外健康診断ガイドライン」(平成4年12月8日健医感発第68号)に沿って、引き続き定期外健康診断の十分な活用を図られたいこと。
- (3) 近年、結核に対する一般の関心は低下してきているため、市町村、学校、保健所等のもとより、一般住民や児童・生徒・乳幼児の保護者、教職員等に対し結核に関する正しい理解と関心を持つよう普及啓発に努めること。
- (4) 市町村、学校等の結核発生時における情報収集体制の強化、感染源調査の徹底等を推進し、保健所、教育委員会・学校保健担当、医師会等の連絡協力体制を確立し、積極的な対応を行うよう取り組まれたいこと。
- (5) 今回、様式第一(結核健康診断予防接種個人票)及び様式第二(結核健康診断予防接種月報)の改正を行っているが、省令の施行の際現にある改正前の様式第一及び様式第二については、当分の間、これを取り繕って使用して差し支えないこと。



(号 外)
財務省印刷局発行

目次

(政 令)

- 建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三三〇)
- 建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三三一)
- 結核予防法施行令の一部を改正する政令(三三二)
- 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(三三三)
- 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の施行期日を定める政令(三三四)
- 土壌汚染対策法の施行期日を定める政令(三三五)
- 土壌汚染対策法施行令(三三六)

(規 則)

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條から第十六條までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則の一部を改正する規則
- (公正取引委六)
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十條第二項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則(同七)

三 三 三 二 二

(公 告)

諸事項

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一條第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則(同八)
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十六條第一項に規定する審判手続に関する規則(同九)
- 裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

三 二 二 二 二

本号で公布された
法令のあらまし

○建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三三〇号)(国土交通省)
建築基準法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第八五号)の施行期日は、平成十五年一月一日とする。ただし、建築基準法第五二條に第七項を加える改正規定中区域の指定及び数値の決定のための都道府県都市計画審議会の議決に係る部分は、公布の日から施行することとした。

○建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第三三一号)(国土交通省)

一 建築基準法施行令の一部改正関係
二 第二種中高層住居専用地域等内において、地下貯蔵槽により第一石油類等を貯蔵する建築物であつて、その容量の合計が五万リットルを超えるものについて建築することができるとした。(第一三〇條の九関係)

2 確保される採光、通風等の指標として天空率を定義することとした。(第一三五條の五関係)
3 各種高さ制限を適用しない建築物の基準等として、当該建築物の天空率が各種高さ制限に適合するものとして規定する建築物の天空率以上であること等を定めるとともに、天空率を算定する位置を定めることとした。(第一三五條の六、第一三五條の一関係)

4 建築基準法第五二條第七項に規定するその全部又は一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の上限の数値の算出方法並びに当該建築物が有する空地の規模、道路に接して有効な部分の規模及び敷地面積の規模を定めることとした。(第一三五條の一四及び第一三五條の一五関係)

5 一団地等内に特定行政庁の許可を得て建築物を建築する場合に必要となる一団地等内の空地の規模及び一団地等の規模を定めることとした。(第一三六條の一二関係)

6 市町村の建築主事等の特例及び特別区の特例について所要の改正を行うこととした。(第一四八條及び第一四九條関係)

二 都市計画法施行令の一部改正関係
1 住宅地高度利用地区計画及び再開発地区計画の廃止と再開発等促進区等の創設に伴い、地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するものについて所要の改正を行うこととした。(第一四條の二関係)

2 都市計画の決定等の提案をすることができ土地の区域の規模として〇・五ヘクタールを定めるとともに、特に必要があると認められる場合には、都道府県等は、条例で、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で規模を別に定めることができることとした。(第一五條の二関係)

3 地区計画について、高度利用と都市機能の更新とを図る地区整備計画の創設等に伴う所要の改正を行うこととした。(第三八條の七第二号関係)

三 都市再開発法施行令の一部改正関係
1 再開発地区計画の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。(第一章の四の削除)
2 施行者が土地地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に施行する場合における技術的統籌えについて所要の改正を行うこととした。(第四六條の一五関係)

四 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正関係
沿道地区計画について、沿道再開発等促進区の創設等に伴う所要の改正を行うこととした。(第一〇條関係)

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正関係
防災街区整備地区計画について、公共施設の整備を誘導する防災街区整備地区整備計画の創設等に伴う所要の改正を行うこととした。(第一二條第一号関係)
六 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年一月一日)から施行することとした。ただし、一の六中一部の改正規定は、公布の日から施行することとした。



(号 外)
財務省印刷局発行

目次

〔省 令〕

○結核予防法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九)

〔告 示〕

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(厚生労働六)

〔公 告〕

○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成十五年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定めた件(同七)

○保安林の指定をする件(農林水産八五、八六)

○保安施設地区を指定する件(同八七)

〔公 告〕

諸事項

官庁

鉱業法第一八九条関係

裁判所

除権判決、破産、免責、再生関係

特殊法人等
独立行政法人国立博物館出品預証書
紛失に伴う証書の無効関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

一六
一五

省

令

○厚生労働省令第九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四條、第十二條、第二十一條及び第七十一條の規定に基づき、結核予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年二月四日 厚生労働大臣 坂口 力

結核予防法施行規則の一部を改正する省令

結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)の一部を、次のように改正する。
第一條(見出しを含む)中「第四号」を「第二号」に改める。

第二條第一項第五号中「第三号から第五号まで」を「各号」に改める。

第三條第二号中「ただし、令第二條第一項第一号及び第二号の定期にある者を除く。」を削り、同第三号中「第三号から第五号まで」を「各号」に改める。

第四條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

第十一條第二項中「第一項の規定による予防接種の記録又は同條第三項若しくは」を削る。
第十二條の二を削る。

第三十二條第三号中「第二條の六」を「第二條の五」に改める。

第三十六條中「第十二條第一項並びに第十二條の二」を「並びに第十二條第一項」に改める。
様式第一中「様式一」を「様式二」に改める。

様式第二を次のように改める。

結核予防法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）

改正後	改正前
（健康診断の定期及び回数） 第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。 一 十六歳に達する日の属する年度 二 前号の定期の健康診断の際エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度 三 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度 2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。 一 前項第一号及び第二号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回 二 前項第三号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔において二回。ただし、そのうちの一回は、前回	（健康診断の定期及び回数） 第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。 一 七歳に達する日の属する年度 二 十三歳に達する日の属する年度 三 十六歳に達する日の属する年度 四 前号の定期の健康診断の際エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度 五 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度 2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。 一 前項第一号から第四号までの定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回 二 前項第五号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔において二回。ただし、そのうちの一回は、前回

（傍線部分は改正部分）

る指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)

(指定の申請)

第二条の四 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地を記載した申請書を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする前条各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という。)は、当該指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る訪問看護事業所(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地を記載した申請書を当該訪問看護事業所の所在地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

(指定等の告示)

第二条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第三十六条第一項の規定により指定医療機関の指定を行ったときは、次の各号に掲げる指定医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を告示しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局 その名称及び所在地

る指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)

(指定の申請)

第二条の五 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地を記載した申請書を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする前条各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という。)は、当該指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る訪問看護事業所(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地を記載した申請書を当該訪問看護事業所の所在地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

(指定等の告示)

第二条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第三十六条第一項の規定により指定医療機関の指定を行ったときは、次の各号に掲げる指定医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を告示しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局 その名称及び所在地

改 正 案				現 行			
別表第二 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				別表第二 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
政 令	事 務	(略)	結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）	政 令	事 務	(略)	結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）
(略)	(略)	第二条の四（都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	(略)	(略)	(略)	第二条の五（都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	(略)

結核予防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二条第一項第二号の厚生労働省令で定める者） 第一条 結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、担当の医師が結核発病のおそれがあると認めた者とする。 （健康診断の技術的基準） 第二条 ツベルクリン反応検査は、次の各号に掲げる者以外の法の規定による健康診断の対象者に対して、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十三条第一項の規定による検定に合格した一般診断用精製ツベルクリン溶液〇・一立方センチメートルを前膊屈側のほぼ中央部又は上膊屈側の中央からやや下部の皮内に注射し、注射後およそ四十八時間後に判読して行うものとする。 一 結核患者 二 医師の証明により結核患者であつたことが明らかな者であつて、ツベルクリン反応検査を行う必要がないと認められるもの 三 予防接種を受けたことのない者であつて、ツベルクリン反応が二年以上継続して陽性であるもの	（令第二条第一項第四号の厚生労働省令で定める者） 第一条 結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号。以下「令」という。）第二条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、担当の医師が結核発病のおそれがあると認めた者とする。 （健康診断の技術的基準） 第二条 ツベルクリン反応検査は、次の各号に掲げる者以外の法の規定による健康診断の対象者に対して、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十三条第一項の規定による検定に合格した一般診断用精製ツベルクリン溶液〇・一立方センチメートルを前膊屈側のほぼ中央部又は上膊屈側の中央からやや下部の皮内に注射し、注射後およそ四十八時間後に判読して行うものとする。 一 結核患者 二 医師の証明により結核患者であつたことが明らかな者であつて、ツベルクリン反応検査を行う必要がないと認められるもの 三 予防接種を受けたことのない者であつて、ツベルクリン反応が二年以上継続して陽性であるもの

エックス線間接撮影を受けた者であつてエックス線直接撮影を行う必要がないと認められたものに対しては、エックス線直接撮影を行わないことができる。

(予防接種に関する記録)

第十一条 ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録は、次の各号に掲げる事項を記録し、第六条第一項の規定に準じて保存しなければならない。

一 ツベルクリン反応検査を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別
二 ツベルクリン反応検査の結果

三 予防接種を行ったときは、その旨

四 実施の年月日

2 前項の記録は、様式第一による。ただし、第六条第二項ただし書の規定により健康診断の記録について様式第一によらなかった場合における法第十三条第四項の規定による予防接種の記録は、様式第三による。

(削除)

クス線間接撮影を受けた者であつてエックス線直接撮影を行う必要がないと認められたものに対しては、エックス線直接撮影を行わないことができる。

(予防接種に関する記録)

第十一条 ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録は、次の各号に掲げる事項を記録し、第六条第一項の規定に準じて保存しなければならない。

一 ツベルクリン反応検査を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別
二 ツベルクリン反応検査の結果

三 予防接種を行ったときは、その旨

四 実施の年月日

2 前項の記録は、様式第一による。ただし、第六条第二項ただし書の規定により健康診断の記録について様式第一によらなかった場合における法第十三条第一項の規定による予防接種の記録又は同条第三項若しくは第四項の規定による予防接種の記録は、様式第三による。

(健康診断及び予防接種の通報又は報告に関する特例)

第十二条の二 法第四条第一項及び第三項の規定によつて定期の健康診断を行った者が、引き続き法第十三条第一項から第三項までの規定により定期の予防接種を行ったときは、当該健康診断及び予防接種（法第八条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）

二 通報者、報告者、届出者、請求者又は申請者の氏名及び住所並びに
通報、報告、届出、請求又は申請の趣旨及びその年月日を記載した書
類

二 通報者、報告者、届出者、請求者又は申請者の氏名及び住所並びに
通報、報告、届出、請求又は申請の趣旨及びその年月日を記載した書
類